

国自情第355号  
国自整第247号  
令和8年2月26日

(一社) 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局  
自動車情報課長  
自動車整備課長

運輸支局等の検査窓口における紙の保安基準適合証及び  
自動車損害賠償責任保険証明書の取扱いの廃止について（依頼）

国土交通省は、自動車所有者や自動車販売事業者の自動車売買等における手続負担の軽減を図るため、自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「OSS」といいます。）の拡大をはじめとする自動車保有関係手続のDX化を進めています。

その一環として、平成29年には「電子保安基準適合証の利用促進について（依頼）」（平成29年11月17日付け国自情報第164号、国自整第217号）により「一定の期間を定め、継続検査の申請に当たっては、OSS・非OSSの如何にかかわらず原則電磁的方法により保安基準適合証を提出して頂く」旨周知したところです。

今般、運輸支局等の検査窓口のDX化のため、令和10年1月以降、検査窓口における受付は「自動受付機」により行うこととし、紙の保安基準適合証及び自動車損害賠償責任保険証明書の取扱いを原則廃止予定であることから、貴連合会におかれましては、以上の経緯及び状況をご理解の上、下記の事項につきご協力頂きますよう、対応方よろしく願います。

記

- 傘下会員及びその加入事業者に対し、令和10年1月以降、運輸支局等の検査窓口における受付は申請者が自ら「自動受付機」により行い、紙の保安基準適合証及び自動車損害賠償責任保険証明書の取扱いは原則廃止される旨周知すること。
- 傘下会員に対し、以下の点を要請すること
  - 令和10年1月以降、紙の保安基準適合証の様式の作成・配布を行わないこと。
  - 会員の指定自動車整備事業者が保安基準適合証の電子化に対応できるよう、運輸支局等と連携して必要な指導・支援を行うこと。
  - 会員の自動車特定整備事業者（指定自動車整備事業者を含む。）が自動車損害賠償責任保険証明書の電子的な提示に対応できるよう、運輸支局等と連携して必要な指導・支援を行うこと。